



目次:

- I. 中国:2019年の知的財産関連立法 ~米中貿易摩擦と国家知的財産戦略の両面から読み解く~ ....1
- II. 台湾:2019年度刑事訴訟法改正に基づく出国禁止処分について .....4
- III. インドネシア:データ保護規制の改正 .....7
- IV. ベトナム:新労働法の成立(第1回).....9
- V. ミャンマー:商標法施行に向けた動き .....11
- VI. インド:不動産抵当権(Mortgage)の特徴と実務 .....13
- VII. サウジアラビア:フランチャイズ法 .....16

I. 中国:2019年の知的財産関連立法

~米中貿易摩擦と国家知的財産戦略の両面から読み解く~

執筆者:野村 高志

1. はじめに

中国では 2019 年に、知的財産権保護に関連する一連の立法がなされました。「外商投資法」の制定のように華々しく公表され耳目を集めた新法令もあれば、「技術輸出入管理条例」の改正のように目立たずなされた法改正もあります。

これらは、いずれも米中貿易摩擦の中で米国側から指摘・要求がなされていた項目に関わっています(米国の通商法 301 条報告書 2018 年版及び 2019 年版では、中国における強制的な技術移転、外国企業に不利なライセンス規制、営業秘密の侵害、商標の不正登録・使用などが指摘されています)。そこで、「中国が米国の要求に屈して一連の立法がなされた」との報道も多かったようです。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

ただ立法の内容を見てみると、以前から中国が官民一体で進めていた知的財産戦略、即ち、知的財産権保護の更なる強化という方針と合致している点多々あり、中国の知的財産保護制度のレベルアップの流れの中で捉える必要もあると思われます。本稿では立法の概要を紹介し、中国の知的財産戦略の観点からも検討します。

## 2. 2019年の知的財産関連立法の概要

2019年における知的財産関連立法の要点を紹介します。主に、(1)～(3)は強制的な技術移転の禁止、(4)は営業秘密保護、(5)は商標権の保護に関する内容です。

### (1) 「外商投資法」の制定(2019年3月15日公布、2020年1月1日施行)

同法は、外国投資者の中国における投資や収益の保護を重要な目的として位置づけています(第1条、第5条参照)。

その内容は多岐にわたりますが、知的財産権保護との関連で注目されるのは、①外国投資者及び外商投資企業の知的財産権を保護し、侵害行為に対して法的責任を厳しく追及すると定めた点(第22条第1項)、②技術提携は自由意思と公平の原則に基づき、平等な協議によりなされること、及び行政機関やその職員が技術の譲渡を強制してはならないことを定めた点(第22条第2項)、③行政機関やその職員が職務上知り得た営業秘密の秘密遵守と漏洩の禁止を定めた点(第23条)などです。

### (2) 「技術輸出入管理条例」の改正(2019年3月18日公布・施行)

外国の技術供与者(ライセンサー)側に制約を課していた一連の条文が削除され、外国ライセンサー側に有利な契約条項の定めが可能となる改正です(次項(3)の「合併企業法実施条例」の改正も同趣旨)。

即ち、①海外からライセンスされた技術が第三者の権利を侵害した場合に、技術供与者の側が責任を負うと定めた第24条第3項、②技術改良の成果が改良者側に帰属すると定めた第27条、③技術輸入契約における制限条項(例:受入側の製品の生産数量、品種又は販売価格を不合理に制限する)の禁止を定めた第29条がいずれも削除されました。

### (3) 「合併企業法実施条例」の改正(2019年3月18日公布・施行)

①技術移転契約の期間は、通常10年を超えないと定めた第43条第2項第3号、②技術移転契約の期間が満了した後に、技術輸入側が当該技術を継続使用する権利を有すると定めた第43条第2項第4号がいずれも削除されました。

### (4) 「不正競争防止法」の改正(2019年4月23日公布、同年11月1日施行)

今回の改正内容は、主に営業秘密の保護強化に関するものであり、営業秘密の保護範囲の拡大や、懲罰的賠償の導入、裁判における原告側の証明責任の軽減等の改正がなされています。

特に、①悪意をもって営業秘密侵害行為を実施し、かつ情状が重大な場合には、通常の方法で算出された賠償金額の1倍以上5倍以下の範囲で賠償額を確定できる(懲罰的賠償)とした点(第17条第3項)、②法定賠償額(人民法院が権利侵害行為の情状を勘案して裁量により決定できる賠償額)の上限を「300万元」から「500万元」に引き上げた点(第17条第4項)が注目されます。

### (5) 「商標法」の改正(2019年4月23日公布、同年11月1日施行)

①「使用を目的としない悪意の商標」に対する規制を強化し、これが出願拒絶事由(第4条第1項)、予備審査を経て公告された

商標に対する異議申立事由(第 33 条)及び登録商標に対する無効事由(第 44 条第 1 項)となると定めました。

また、②侵害行為のペナルティについて上記の反不正競争法と同様の改正を行っています。即ち、悪意のある商標権侵害行為で、情状が重大な場合の懲罰的賠償について、従来は、通常の方法で確定された賠償金額の「1 倍以上 3 倍以下」を賠償額として確定できると定めていた点を、「1 倍以上 5 倍以下」に引き上げました(第 63 条第 1 項第 2 文)。

併せて、③賠償額の確定が不能な場合の法定賠償額の上限を、「300 万元」から「500 万元」に引き上げました(第 63 条第 3 項)。

### 3. 中国の国家知的財産戦略から見ると

中国は、米中貿易摩擦が勃発する以前から、政府主導で知的財産保護戦略を進めており、既に世界的な知的財産出願大国となっています(2018 年の特許出願件数は 154.2 万件、商標出願は 737.1 万件で、いずれも世界一)。更に、「知財大国ではあるが、未だ知財強国ではない」との認識のもと、近年は登録出願数の増加だけでなく、その質的向上を意識的に進めています。中国の大手企業は多額の研究開発費用を投じ、中国国内及び海外への特許等の出願を急増させており、AI、ビッグデータや EV、自動運転技術では世界をリードする立場になりつつあります。今や外国企業のみならず中国企業も、営業秘密の漏洩や商標権侵害に悩まされていて、知的財産保護強化のニーズが急速に高まっているのが実情であり、上記の立法も、これらの潮流に合致するものと考えられます。

更に中国は、一帯一路戦略を通じて、中国企業による新興国への投資を増加させるとともに、工業製品に止まらず AI やビッグデータを応用した中国発システムの広範囲な「輸出」を展開しています。その流れの中で、中国企業側が知的財産権の主体となって権利行使をするケースが増えていくことが予想されます。中国国内の知的財産保護制度を整備・強化し、それを梃子にして、海外における中国企業の知的財産保護を他国に対して強く求めていくという潮流が、今後現れてくるのではないのでしょうか。

そう考えるなら、上記の一連の立法も、米中貿易摩擦の中で受け身になされたとのみ捉えるのではなく、中国の対外戦略を含めた知的財産戦略の新たな動きとして捉えるべきであり、日本企業側としても、それを見据えた中国知的財産戦略の高度化が喫緊の課題となっていると思われる次第です。

以上



のむら たかし  
野村 高志

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 上海事務所代表  
[ta\\_nomura@jurists.co.jp](mailto:ta_nomura@jurists.co.jp)

1998 年弁護士登録。2001 年より西村総合法律事務所に勤務。2004 年より北京の対外経済貿易大学に留学。2005 年よりフレッシュフィールドズブルックハウスデリンガー法律事務所(上海)に勤務。2010 年に現事務所復帰。2012-2014 年 東京理科大学大学院客員教授(中国知財戦略担当)。2014 年より上海に駐在。

中国内外の M&A、契約交渉、知的財産権、訴訟・紛争、独占禁止法等を主に取り扱う。ネイティブレベルの中国語で、多国籍クロスボーダー型案件を多数手掛ける。

主要著作に「中国での M&A をいかに成功させるか」(M&A Review 2011 年 1 月)、「模倣対策マニュアル(中国編)」(JETRO 2012 年 3 月)、「中国現地法人の再編・撤退に関する最新実務」(「ジュリスト」(有斐閣)2016 年 6 月号 (No.1494))、「アジア進出・撤退の労務」(中央経済社 2017 年 6 月)等多数。

## II. 台湾:2019 年度刑事訴訟法改正に基づく出国禁止処分について

執筆者:孫 櫻倩

### 1. はじめに

台湾では、2019 年 5 月 24 日に立法院<sup>1</sup>で可決され同年 6 月 19 日に公布された刑事訴訟法の改正条文が、同年 12 月 19 日より施行されました(以下「本改正」といいます。)。本改正では、被告人による記録・証拠閲覧権に係る規定のほか、新たに第 8 章の 1 が設けられ、「出境・出海の制限」(以下「出国禁止処分」といいます。))に関する計 5 ヶ条の条文(第 93 条の 2 乃至第 93 条の 6)が加えられました。

このうち本稿では、外国人に適用される場合に特に影響が大きく、台湾に進出する日本企業にとって、現地子会社や JV 会社への駐在員の派遣や従業員の出張等を行う上で知っておくべき「出国禁止処分」の概要について、説明いたします。

### 2. 本改正の趣旨

台湾では従前より実務上、検察官または裁判官が被疑者または被告人に逃亡や証拠隠滅などのおそれがあると判断する場合に、刑事訴訟法上の住居制限処分的一种として、出国禁止の措置が採られることがありました。もともと、台湾でも日本と同様、強制処分は法定されている場合にのみ許容され、かつ法定の手続によってのみ認められるべきとする令状主義の原則が採用されているところ(中華民国憲法第 8 条)、住居制限処分的一种として出国禁止の措置を採ることについては、その要件、期間、不服申立ての手続き等が法律上不明確であるとして、法制の不備を指摘する声も少なくありませんでした。

そこで、出国禁止処分を刑事訴訟法上の新たな強制処分の一類型として正面から規定し、その要件、処分期間、不服申立ての手続き等につき明定するべく法整備を行ったのが、本改正により新たに刑事訴訟法上に第 8 章の 1 が設けられた趣旨となります。

### 3. 新たに設けられた出国禁止処分に係る条文の内容

#### (1) 処分の要件

本改正後の刑事訴訟法 93 条の 2 第 1 項の規定によれば、被疑者または被告人の犯罪の嫌疑が重大であり、かつ、これらの者が以下に列挙するいずれかの事由に該当する場合には、必要に応じて、検察官または裁判官は出国禁止処分をなし得るものとされます。

- ① 住居不定である場合。
- ② 逃亡のおそれがあると認めるに足る相当な理由がある場合。
- ③ 証拠を隠滅、偽造、変造または共犯者もしくは証人と口裏合わせを行うおそれがあると認めるに足る相当な理由がある場合。

ただし、被疑事実または起訴事実に係る犯罪の法定刑が拘留または罰金にとどまる軽罪である場合には、出国禁止処分をなすことは不可とされます。

<sup>1</sup> 日本の国会に相当します。

## (2) 処分書の作成および通知

本改正後の刑事訴訟法 93 条の 2 第 2 項の規定によれば、出国禁止処分の執行に際しては、当該処分に係る書面(以下「処分書」といいます。)を作成し、当該処分書上において、以下に列挙する事項を明示しなければなりません。

- ① 被疑者または被告人の姓名、性別、生年月日、住所もしくは居所、身分証番号またはその他本人を特定するために必要な情報
- ② 罪名およびその法条
- ③ 処分の理由および期間
- ④ 執行機関名
- ⑤ 処分に不服がある場合の救済方法

また、同法 93 条の 2 第 3 項の規定によれば、被疑者または被告人の住所および居所が不明で通知を行うことができない場合を除き、原則として、出国禁止処分が下されてから 6 ヶ月以内に上記処分書を送付することにより、当該処分に係る事実について被処分者に通知する必要があります。

## (3) 処分の期間

出国禁止処分の期間については、本改正後の刑事訴訟法 93 条の 3 において、被疑者または被告人の置かれた各状況に応じ、当初の付与期間の上限ならびに延長をなす場合の期間および回数の上限について、個別に規定が設けられています。その主な規定内容については以下のとおりです。

### ① 捜査段階における被疑者について

捜査段階における被疑者に対し検察官がなす出国禁止処分の期間は、原則として 8 ヶ月を超えてはなりません。ただし、引続き出国を禁止する必要がある場合には、検察官は当初の処分の期間が満了する 20 日前までに、裁判官に対し処分期間に係る延長決定の申立てを行うことができます。

かかる裁判官の決定に基づく処分期間の延長が認められるのは、捜査段階においては計 2 回までとされており、その上限期間に関しては、1 回目の延長については 4 ヶ月まで、2 回目の延長については 2 ヶ月までとされています。

### ② 起訴後の公判手続中の被告人について

起訴後の公判手続中の被告人に対し裁判官がなす出国禁止処分の期間は、毎回 8 ヶ月を超えてはなりません。

延長の回数に関する制限はありませんが、処分期間の累計に関する上限は設けられています。具体的には、起訴事実に係る犯罪の法定刑の上限が有期懲役 10 年以下の場合、出国禁止処分の期間の累計は 5 年を超えてはなりません。また、法定刑の上限が有期懲役 10 年を超える重大犯罪に当たる場合であっても、出国禁止処分の期間の累計は最長 10 年までとされています。

### ③ その他出国禁止処分の期間の計算に係る特則

捜査段階または起訴後の出国禁止処分が下された後、被疑者または被告人が逃亡し指名手配された場合には、かかる指名手配中の期間については、出国禁止処分の期間の計算に際しては算入されません。

## (4) 処分に対する不服申立て

本改正後の刑事訴訟法 93 条の 5 の規定により、被疑者もしくは被告人またはその弁護人は、検察官または裁判所に対し、出国禁止処分の取消または変更の申立てを行うことができる旨明定されました。また、捜査段階における裁判官による出国禁止

処分については、検察官もその取消しの申立てをなすことが認められています。

他方、検察官および裁判官は、自らが下した出国禁止処分について、その後の状況に応じ、職権によりその取消しまたは変更をなすことができます。

なお、捜査段階の出国禁止処分の裁判所による取消しに際しては、検察官がその申立てを行った場合を除き、検察官の意見を聴取しなければならないものとされています。

#### 4. 小括

台湾では近時、贈賄、背任、公平交易法<sup>2</sup>違反、証券取引法違反等のいわゆるホワイトカラー犯罪や、日本では既に廃止されたものの台湾ではなお刑法上の罪として実際の適用・処罰例も多い姦通罪や相姦罪等の被疑者として、日系企業を含む外国会社の現地駐在員らが捜査機関による捜査の対象とされる例も珍しくありません。

この点、以前から台湾における刑事司法実務上、住居制限処分としての出国禁止の措置が外国人に対しても適用され得ることに注意が必要とされてきたのですが、本改正により、出国禁止処分が刑事訴訟法に基づく新たな強制処分の一つとして法定されたことに伴い、今後その適用例が増加することも考えられる<sup>3</sup>ことから、日系企業としても、特に注意が必要と思料いたします。他方で、前述したとおり、本改正により、被疑者の人権の保護に配慮した出国禁止処分の要件や期間、不服申立ての制度等も明定されたため、これをよく知るにより、いざという場合に備えた対策や対応に役立てていただくことをお勧めいたします。



台湾五大名家の一つである霧峰林家の邸宅に残る観劇場

以上



孫 櫻倩  
Sun Yuchen

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 外国法パートナー\*  
[i\\_sun@jurists.co.jp](mailto:i_sun@jurists.co.jp)

2003年台湾弁護士登録(台北弁護士会)。2014年外国法事務弁護士登録(第一東京弁護士会)。2003-2006年台北の寰瀛法律事務所(Formosan Brothers 法律事務所)ほかにて勤務。日本を拠点として活動する数少ない台湾弁護士の一人として、M&A、ファイナンス、国際取引全般、独占禁止法、および知財争訟等を中心に、日台間の幅広い渉外案件に従事。

\*外国法共同事業を営むものではありません。

<sup>2</sup> 日本の独占禁止法および不正競争防止法に相当します。

<sup>3</sup> 実際、本改正に関する立法事実として、近年重大な汚職事件や証券取引法違反事件等の被疑者や被告人が国外に逃亡してしまう事例が相次いだことがあげられます。よって、本改正による法整備に伴い、今後出国禁止処分の積極的な運用が図られる可能性は十分存するものと思料いたします。

### Ⅲ. インドネシア: データ保護規制の改正

執筆者: 吉本 祐介、町田 憲昭、杉本 清

インドネシアにおいては、個人情報保護に関する包括的な法律は制定されていません。代わりにデータ保護に関する複数の法規制がそれぞれ個人情報保護の役割を果たしています。代表的なデータ保護規制として、法律レベルでは電子情報および電子取引に関する 2008 年法律第 11 号(その後の改正を含みます。)、政令レベルでは電子システムおよび取引の実施に関する 2019 年政令 71 号(以下「2019 年政令」)があり、さらに個人情報に関する省令レベルの保護規制として、電子システムにおける個人情報保護に関する 2016 年通信情報省規則第 20 号があります。さらに、各業法において個人情報保護やデータ保護が規定されていることもあります。なお、本年の国会において個人情報保護に関する法律が制定される予定と報道されていますので、今後も法令の制定動向を注視する必要があります。

上記のうち、2019 年政令は、電子システムおよび取引の実施に関する 2012 年政令 82 号(以下「旧政令」)を改正する形で、2019 年 10 月 10 日付けで公布及び施行されました。2019 年政令による改正点は多岐に渡りますが、特に重要と思われる変更点であり、また多くの日本企業の関心事でもあるデータの保管場所に関する変更点を、以下に紹介します。

旧政令では、電子システム提供者は、「公共サービス」に関してはインドネシア国内にデータセンター及びおよびリカバリーセンターを設置することが義務づけられていました(旧政令第 17 条第 2 項)。そのため、「公共サービス」に該当した場合には、クラウドサービスを利用することが実際上困難になりますし、国際的企業が海外で複数の国のデータを一括して保管・活用することも困難となります。しかし、このような制限を遵守するよう各企業に求めることは現実的ではなく、またインドネシア政府が違反を摘発することも難しかったと思われます。

2019 年政令は、インドネシア国内にデータセンター及びおよびリカバリーセンターを設置することを広く求めることは現実的には難しいという上記状況に基づき、設置義務の対象を実際上狭めるようになっています。まず、規制の対象となる電子システム提供者(Penyelenggara Sistem Elektronik)の定義を、公的部門の電子システム提供者と民間部門の電子システム提供者の 2 つに分類しました。そして、民間部門の電子システム提供者については、データをインドネシア国外で保管することが認められるようになりました(2019 年政令第 21 条第 1 項)。なお、民間部門の電子システム提供者の定義は、2019 年政令の第 2 条第 5 項に規定がありますが、実際にこの定義に該当するかどうかを文言だけから判断するのは、必ずしも容易ではありませんので、実際にインドネシアで行おうとする事業が民間部門の電子システム提供者に該当するかどうかは、個別に検討する必要があります。

また、上記 2019 年政令による定義の分類に関連して、個人情報の保護に関しても従前とは異なる解釈が可能になったように思われます。即ち、電子システムにおける個人情報保護に関する 2016 年通信情報省規則第 20 号によれば、公共サービスに関する限り、個人情報の取り扱いに際してはインドネシア国内にデータセンター及びおよびリカバリーセンターを設置することが義務づけられており(同規則第 17 条第 1 項)、この規定は 2019 年政令後もいまだに存続しています。ここでいう「公共サービス」が何を指すかは不明瞭なのですが、前述のとおり 2019 年政令第 2 条第 5 項によって公的部門と民間部門の電子システム提供者が別々に定義されたことから、民間部門の電子システム提供者に当てはまる範囲内で業務を行う限りは、「公共サービス」に該当しないと解釈も、有り得ると思われます。

以上からすると、民間部門の電子システム提供者に該当する範囲で事業を行う限りは、個人情報も含めて、データの保管を海外で行うことが可能になったとの解釈が成り立つように思われます。もっとも、2019 年政令は施行後間もないため、今後の実務の蓄積を引き続き注視する必要があります。

以上



よしもと ゆうすけ  
**吉本 祐介**

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士  
[y\\_yoshimoto@jurists.co.jp](mailto:y_yoshimoto@jurists.co.jp)

2002 年弁護士登録。三井物産株式会社法務部および米国三井物産株式会社ニューヨーク本店出向後、2012 年ジャカルタの Ali Budiardjo, Nugroho, Reksodiputro 法律事務所出向。海外各国におけるコンプライアンス問題や日本企業のアジア進出等を幅広く手掛ける。



まちだ のりあき  
**町田 憲昭**

西村あさひ法律事務所 ジャカルタ事務所\* 弁護士  
[n\\_machida@jurists.co.jp](mailto:n_machida@jurists.co.jp)

\*提携事務所

インドネシアを中心とする東南アジア案件を手掛ける。現地駐在経験に基づき、新規進出、現地企業の買収、合併組成、現地進出後の法務問題等に関してアドバイスを行う。その他一般企業法務、国内外の M&A、海外進出案件等を担当。



すぎもと きよし  
**杉本 清**

西村あさひ法律事務所 ジャカルタ事務所\* 弁護士  
[ki\\_sugimoto@jurists.co.jp](mailto:ki_sugimoto@jurists.co.jp)

\*提携事務所

2006 年より総合商社でインドネシア市場を担当し、同国にて 1 年半の語学・実務研修を経験。退職後、2014 年弁護士登録、当事務所入所。インドネシアの Walalangi & Partners に出向中。



## IV. ベトナム:新労働法の成立(第1回)

執筆者:大矢 和秀

2019年11月20日、ベトナムの国会において、新たな労働法が採択されました。2021年1月1日の施行が予定されております。

以下、2回にわたり、新労働法の主要改正点を概説します。全体として、現行法下での実務上の技術的な問題を解消するための改正も多く、その点は評価できますが、一部では規制が強化されている部分や、改正が望まれていたものの現行法の規制が維持されてしまった部分もあります。

### 1. 労働法の適用範囲

実務上、実質は雇用であるものの、サービス供給契約、代理店契約、コンサルティング契約等、様々な形式をとることで、労働法の適用を免れている(労働法の適用がないと社内で整理している)ケースが特にローカル企業を中心に見受けられます。

この点、現行法においても、具体的な状況次第では、これらの契約が労働契約とみなされるリスクはあるものと考えられますが、新労働法では、この点が明文化され、契約の名称を問わず、職務、賃金および一方当事者による管理・監督が規定された契約は労働契約とみなされる旨が規定されました。また、これに伴って使用者、労働者の定義も拡大されています。

労働契約とみなされた場合、企業側においては、労務関連規制の順守義務が発生してしまうリスク(今後の強制社会保険料の支払義務およびこれまでの未払に伴う違反責任等)があります。明文化により、運用が厳格化される可能性があると考えられるため、今後の実務動向を注視する必要があります。

### 2. 労働契約の種類・期間

現行法では、①無期限の労働契約、②12ヶ月から36ヶ月までの有期労働契約、③季節的業務または特定業務を行うための12ヶ月未満の有期労働契約の3種類があります。これに対し、新労働法では、①無期限の労働契約または②36ヶ月までの有期労働契約の2種類だけに大別されることになりました(③の類型が新労働法では②に包含された形となっています)。

この改正により、現行法では許容されていなかった一般業務での12ヶ月未満の短期労働契約を締結することが可能となりますので、雇用者たる企業にとっては、労働需要に応じて、よりフレキシブルに有期労働契約を締結できることとなります。

改正労働法においても、有期労働契約の締結は、原則として2回まで、それ以降は無期限の労働契約となるという現行法の枠組みが維持されていますが、2点ほど留意すべき変更点があります。

まず、現行法では、契約の種類を変更しない限り、一度に限り、当該契約の付属書による契約期間の変更(延長)が認められていましたが、新労働法では付属書による契約期間の変更(延長)は認められないこととなりました。

次に、外国人労働者については、上記の枠組みに従って無期限の労働契約となってしまう場合には、労働許可証の期間との不一致が生じてしまうため、現行法においても3回以上、有期労働契約を締結することが実務上認められています。新労働法ではこの点が例外として明文化され、外国人労働者、高齢労働者、国営企業の役員、従業員代表組織の幹部については、回数制限なく有期労働契約が締結できることが明確化されました。

### 3. 試用期間

現行法の60日、30日、6営業日以下の3種類の試用期間に加え、管理職について、180日を限度とする試用期間が新たに設けられています。

さらに、実務上は、試用契約と労働契約(本契約)を別々で締結する場合だけでなく、労働契約に試用期間の契約内容を含める

ことも広く行われていますが、現行法では後者についての明確な言及がありませんでした。新労働法では、労働契約に試用期間の契約内容を含めることができることが明記されました。

#### 4. 残業時間(時間外労働時間)の上限

1ヶ月の残業時間の上限が、30時間から40時間に引き上げられました。

新労働法の草案段階では、年間の残業時間を(例外的な場合に)400時間まで引き上げることも議論されていましたが、最終的には年間の残業時間の上限に変更はありませんでした。

すなわち、残業時間の上限は原則として年間200時間であり、一定の例外的な場合に300時間まで引き上げることができるという枠組みは新労働法でも変わりませんが、例外的な場合についての項目が若干追加されております(下線を付した部分が相違点です)。

現行法	改正労働法
1日の労働時間の50%まで	1日の労働時間の50%まで
1ヶ月に30時間まで	1ヶ月に <u>40時間</u> まで
1年間で200時間(例外的に300時間)まで	1年間で200時間(例外的に300時間)まで
300時間が認められる場合	300時間が認められる場合
a. 輸出用の繊維製品、衣料品、革製品、靴製品および農林水産品の生産ならびに加工を行う企業	a. 輸出用の繊維製品、衣料品、革製品、靴製品、農林水産品、電気製品、電子製品、塩製品の製造および加工を行う場合
b. 発電、電力供給、通信、石油精製、給排水を行う企業	b. 発電、電力供給、通信、石油精製、給排水を行う場合
c. その他緊急で遅延できない作業を行う場合	c. <u>高度な専門性または技術が求められる仕事であり、労働市場が十分かつ速やかに労働者を供給できない業務</u>
	d. <u>季節性や原材料の時期により遅延できない緊急の業務、または気候、天災、火災、戦争、電力不足、原材料不足若しくは生産ラインの技術的問題による予期せぬ原因によって生じた状況を解決するための業務</u>
	e. <u>政府が定めるその他の場合</u>

以上



おおや かずひで  
大矢 和秀

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 ホーチミン事務所代表

[k\\_ohya@jurists.co.jp](mailto:k_ohya@jurists.co.jp)

2004年弁護士登録。2013年ベトナム外国弁護士登録。2014年1月よりホーチミン日本商工会労働雇用委員会委員を務める。ベトナムにおける労働法務を含めた一般企業法務、不動産、ファイナンス、M&A等幅広い案件に携わる。

## V. ミャンマー: 商標法施行に向けた動き

執筆者: 湯川 雄介、今泉 勇

### 1. はじめに

ミャンマーにて事業活動を行う事業者にとって 2020 年にかけて留意すべき法制度の動向として、商標法施行があります。2019 年 1 月に法律が成立し<sup>4</sup>、今後、知的財産庁の成立と同時に 2020 年中をめぐりに施行される予定です。同法の施行に伴い、ミャンマーでの商標制度は従来から大きく変更となります<sup>5</sup>。以下、ポイントについて概説します。

### 2. 現在の商標に関する法制

ミャンマーでは、2018 年まで商標法は存在しませんでした。

商標法未施行の現状での商標保護の手段は、登録法という別の法律に基づく農業・畜産・灌漑省の開拓・土地局(Office of Registration Deeds: ORD)への登録です。登録のみで商標に関する権利が直ちに成立するわけではなく、当局への登録後、新聞等での公告により改めて登録内容を周知させることが一般的です。ORD への登録は、今まで日系企業においても実務上広く行われていました。

一方、登録法に基づく登録の法的効果は、商標の不正使用事案において実は自明ではありません。そのような紛争局面では、民事訴訟法の特別法である特定履行法に基づく差止めや、刑法に基づく救済が可能と理解されていますが、他人の商標との侵害訴訟手続においては、現状、先使用主義(先に使用していた者が優先する考え)がとられています。当該手続において、ORD での登録と新聞広告は、その商標に対する自己の権利の所有や使用を裏付ける証拠となり得ると実務上は理解されています。

### 3. ミャンマー商標法の特徴

まず、商標法下では、登録の先後により類似商標の優劣関係を決めることになる(先願主義)、というのが根本的な制度変更になります。

次に、商標出願の手続についての概要は以下の通りです。まず、商標法に基づいて、商標出願(及び手数料の支払い)が行われると、当局による簡易チェックが行われ、その後出願公報が発行されます。出願公報により、類似商標の出願がされていないかを関係者が確認することができ、発行後 60 日間の異議申立期間が設けられています。異議がなければ、当該商標の登録手続が行われ、一方異議申し立てがされた場合には、内容の審査が行われます。登録後、商標の権利保護期間は 10 年間とされており、満了後は更新可能となっています。

なお 2019 年 11 月現在、商標法本体が成立しているのみであり、その下位規則である商標規則は作成中の段階です。

### 4. 経過措置

前記の通り、商標法の施行に伴い、先使用主義から先願主義へ、大きな制度変更が行われるわけですが、この点に関して商標法上、既存商標のために一定の優先措置がとられることが想定されています。商標法の該当条文は、以下になります。

<sup>4</sup> 条文の和訳は、日本の特許庁のウェブサイトに公表されています。  
<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/myanmar-shouhyou.pdf>

<sup>5</sup> 商標法の成立とほぼ時期を同じくして、特許法、意匠法及び著作権法も成立していますが、これら四法の中でも商標法の施行が一番最初に予定されています。

## 93 条

- (a) 本法の発効前に有効であった登録法に従って証書登記所において登録された標章の権利者、又は連邦の市場において実際に使用されている未登録標章の権利者は、標章登録の権利を保全したい場合、本法に従って登録申請を行うものとする。
- (b) 連邦の市場で実際に使用されている標章に関しては、証書登記所において登録されているか否かにかかわらず、所定の期間の間、当該標章が使用されている商品及びサービスについて当該標章を使用する優先権が存在するものとする。

この点については、現在作成中の商標規則においてより具体的な取り扱いが明記される予定ですが、以下の整理をする前提で準備が進められているようです。すなわち、①商標法の施行後は原則として先願主義がとられるようになるものの、②登録法に基づく登録をした商標及び現在使用されている商標については、商標法施行前後の所定の期間に限り、優先的な出願を行うことができ、③当該優先的な出願が行われた場合、商標法施行後所定の期間、通常の商標よりも優先的な取り扱いを受けることができるというものです。具体的な類似商標の優先劣後関係については商標規則の最終化を待つ必要がありますが、現在想定されている優先的な取り扱いの一例としては、上記②の商標法施行前の優先期間中に登録を終えた場合、商標法施行日当日に登録申請したという効果が付与され、また上記③の商標法施行後所定の期間、商標法施行後の先願主義の世界においては類似商標に優先する、というものになります。

加えて、上記の②「優先的な出願」の手続についても検討が進められおり、現在の方針では、既存商標の権利者が、商標法施行前後の所定の期間内に、知財庁のオフィス又は商標登録システムのアカウントを有する法律事務所等において、所定のフォームに必要書類(商標を使用したことを示す文書を含みます。)を添付して出願手続を行うことが想定されています。「優先的な出願」を完了するには、必要書類を提出するだけでなく、実際の登録料金を支払う必要もある点に留意が必要です。実務上、「商標を使用したことを示す文書」として何が認められるかに関心が集まると考えられますが、現状、登録法に基づく新聞公告に加え、商標を第三者に対して使用したことを示す日付入りの文書(例えば請求書、領収書、カタログ、広告など)が想定されているようです。

以上



ゆ かわ ゆうすけ  
**湯川 雄介**

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 ヤンゴン事務所代表  
[y.yukawa@jurists.co.jp](mailto:y.yukawa@jurists.co.jp)

1998年慶應義塾大学法学部法律学科卒業、2007年スタンフォード大学ロースクール卒業(LL.M.)。2013年1月よりミャンマーに駐在し、数多くの日系企業に広くアドバイスを提供してきたほか、ロビイング活動、法整備支援プロジェクトへの関与も多数。Chambers Asia-Pacific 2020 ミャンマーの General Business Law にて Leading Individual に選出。



いまいずみ いさむ  
**今泉 勇**

西村あさひ法律事務所 カウンセル弁護士 ヤンゴン事務所副代表  
[i.imaizumi@jurists.co.jp](mailto:i.imaizumi@jurists.co.jp)

インドおよびベトナム駐在経験後、新興国業務における豊富な経験を生かし、ミャンマー関連業務(M&A/JV 等進出段階のアドバイス、および進出後の企業間紛争対応等)に集中的に関与。2019年7月よりヤンゴン事務所副代表としてより幅広いミャンマー案件に対応。

## VI. インド:不動産抵当権(Mortgage)の特徴と実務

執筆者:鈴木 多恵子、和田 卓也、Varuna Bhanrale

インドにおいては裁判所の手続遅延が深刻であるため、各種商取引や貸付実施などにおいて、確実かつ早期の債権回収を実現するための担保取得がポイントとなります。本稿では、実務上よく活用される不動産抵当権の種類と特徴を解説します。

### 1. インドにおける担保権等の概要

インドにおける担保物権には、一般に、抵当権(mortgage)、チャージ(charge)、質権(pledge)、リーエン(lien)があげられます。これらは、英国コモンロー法系では伝統的に3つのカテゴリー、すなわち、大別して①債権者が目的物の所有権を取得するもの(抵当権)、②債権者が目的物の占有を取得するもの(質権及びコモンロー上のリーエン)、③債権者は目的物の所有権も占有も取得せず、目的物が債務の弁済に充当されるもの(チャージ及びエクイティ上のリーエン)に区分されますが、実際の取引の場面でのような担保権を設定するかは、各担保権についての特徴をより深く検討する必要があります。

これらの担保物権のうち、商取引上最も利用されている不動産に対する担保権は、1882年財産移転法(Transfer of Property Act, 1882)に基づく抵当権です。

抵当権には、インド法が依拠する英国コモンローと同様に、同法上、

- ・ 単純抵当権(Simple Mortgage)
- ・ 条件付売買による抵当権(Mortgage by conditional sale)
- ・ 使用収益抵当権(Usufructuary Mortgage)
- ・ 英国式抵当権(English Mortgage)
- ・ 権利証書預託式抵当権(Mortgage by deposit of title deeds or Equitable Mortgage)
- ・ 変則型抵当権(Anomalous Mortgage)

の6種類があります。

各抵当権は、同法及び各州で定められる登録に関する法令に従い登録(registration)することで効力を有します。すなわち、登録を行うことが抵当権の効力発生要件です。

### 2. 各抵当権の特徴

類型	概要	債務不履行時の執行方法	税務
単純 抵当権	抵当権設定者に占有を残し、担保とする	対象不動産を競売にかけ、売却代金より回収する	競売に伴い、抵当権設定者がキャピタル・ゲイン税を支払う場合がある
条件付売買 による抵当 権	抵当権設定者が一定の条件を付けて抵当権者に対象不動産を譲渡する	裁判所に対して、対象不動産に係る受戻権喪失手続を申し立てる	債務不履行により対象不動産の譲渡が確定した際に、抵当権設定者がキャピタル・ゲイン税を支払う場合がある

使用収益 抵当権	抵当権者に占有を移し対象不動産の賃料等を収受する	収受した賃料等を被担保債権の回収に充当する	収受した賃料等につき、抵当権設定者の所得として課税される場合がある
英国式 抵当権	抵当権者は対象不動産の所有権を完全に取得する	対象不動産を任意売却(裁判所の手続不要)し、売却代金より回収する	抵当権設定者による債務不履行時に、抵当権設定者がキャピタル・ゲイン税を支払う場合がある
権利証書預託式 抵当権	権利証等の文書を抵当権者に預託し担保とする(デリー、ムンバイ、チェンナイ、コルカタ、バンガロール、ハイデラバードなどの特定都市のみ利用可能)	対象不動産を競売にかけ、売却代金より回収する	競売に伴い、抵当権設定者がキャピタル・ゲイン税を支払う場合がある
変則型 抵当権	上記いずれにも該当しないもの	抵当権の条件による	抵当権の条件による

ア 単純抵当権(Simple Mortgage)

債務者である抵当権設定者のもとに対象不動産の占有を残したままで、金銭債権の担保とし、債務不履行が発生した場合、抵当権者は対象不動産を競売にかけて、その売却金から被担保債権の回収を行う類型です。

イ 条件付売買による抵当権(Mortgage by Conditional Sale)

抵当権設定者が、対象不動産を見かけ上、抵当権者に譲渡する類型です。抵当権者は、抵当権設定時に対象不動産の完全な所有権を取得するわけではありません。本類型は更に、①債務不履行を譲渡の効力発生要件とするもの、②被担保債権の弁済を条件に譲渡を無効とするもの、③被担保債権の弁済を抵当権設定者が対象不動産を買い戻す条件とするものに区分されます。

債務者による債務不履行が発生した場合でも、抵当権者はすぐに対象不動産を売却することはできず、裁判所に対象不動産に係る受戻権喪失手続(foreclosure)を申し立てる必要があります。

ウ 使用収益抵当権(Usufructuary Mortgage)

対象不動産の占有を抵当権者に移し、抵当権者は対象不動産の賃料等を収受することで被担保債権の回収を行う類型です。

エ 英国式抵当権(English Mortgage)

抵当権設定者が、対象不動産を完全に抵当権者に譲渡し、被担保債権の弁済を買い戻しの条件とする類型です。抵当権者が不動産の所有権を有するため、債務不履行時には被担保債権回収のために裁判所を介さず任意売却を行い、当該売却代金より債権回収を行うことができる類型です。

オ 権利証書預託式抵当権(Mortgage by deposit of title deeds or Equitable Mortgage)

不動産の権利証等の文書を抵当権設定者が抵当権者に預託し、被担保債権の弁済を当該文書の返還の条件とする類型です。本類型は、デリー、ムンバイ、チェンナイ、コルカタ、バンガロール及びハイデラバードなどの特定都市においてのみ利用が認められています。債務不履行が生じた場合には、抵当権者は対象不動産を競売にかけて、その売却金から被担保債権の回収を行います。

## カ 変則型抵当権 (Anomalous Mortgage)

上記いずれにも該当しない類型です。例えば、以下のようなものがあります。

## ① 単純抵当権と使用収益抵当権との組み合わせ

抵当権者は対象不動産を占有し、賃料等を収受して被担保債権の回収を行うことができると同時に、債務不履行が生じた場合には対象不動産を売却して、売却代金からも被担保債権の回収を行うことができます。

## ② 使用収益抵当権と条件付売買による抵当権の組み合わせ

抵当権者は使用収益抵当権に基づいて対象不動産を占有すると同時に、対象不動産が抵当権者に見かけ上譲渡され、債務不履行が生じた場合には当該譲渡が完全なものとなります。

## 3. インドにおける実務上のポイント

実務上は、このうち英国式抵当権と権利証書預託式抵当権がよく利用されています。

英国式抵当権は、抵当権者が不動産の所有権を有するため、被担保債権回収のために裁判所を介さず任意売却ができる点がポイントです。インドにおいては、膨大な事件継続により裁判所がスピーディーに案件処理をできない状態に陥っており、訴訟遅延が深刻であるため、抵当物件の競売手続にも実務上、2~3年程度(異議等がなされた場合にはそれ以上)を要するためです。

また、インドでは、ほぼ全ての契約書締結において、通常、適用ある州の印紙税法に従った印紙税納付が必要ですが、権利証書預託式抵当権は、当事者がその成立を証明するための文書作成をしない場合には、当該抵当権設定において印紙税を支払うという経済的負担が発生しないことが同方式の最大のメリットとされます。更に、一部の州では、権利証書預託式抵当権を証明する書類は登録する義務が課せられておらず、その場合、登録免許税の支払も不要となる点が手続きコスト削減になるとされています。ただし、登録を行わないことの反射的な効果として、抵当権設定の効力が発生するか、また債権回収方法が限定される点について慎重に検討が必要です。

以上



すずき た え こ  
鈴木 多恵子

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士  
[t2\\_suzuki@jurists.co.jp](mailto:t2.suzuki@jurists.co.jp)

日系企業のインドビジネスへの法務助言に専従。特に、不祥事対応、税務・労務、紛争(訴訟・仲裁)案件、競争法・刑事事案を含む当局対応案件等に豊富な現場対応経験を有する。2012-2013年インドの Nishith Desai Associates 法律事務所に出向(同ムンバイおよびバンガロールオフィス)。



わだ た く や  
和田 卓也

西村あさひ法律事務所 弁護士  
[t\\_wada@jurists.co.jp](mailto:t.wada@jurists.co.jp)

2012年弁護士登録。都内法律事務所において日系企業の海外(特にアジア地域)進出支援を含む中小企業法務・コンサルティング業務に従事し、2015年より現職。海外進出支援業務の他、キャピタルマーケット、REIT、不動産取引、金融レギュレーション等に関する業務に従事。



ヴァルナ バンラーレ  
Varuna Bhanrale

西村あさひ法律事務所 インド法弁護士  
[varuna.bhanrale@jurists.jp](mailto:varuna.bhanrale@jurists.jp)

インド国内およびクロスボーダーの紛争(訴訟・仲裁)案件等に従事。  
2015年からインド・デリーの法律事務所 Trilegal に所属、2020年1月より西村あさひ法律事務所東京オフィス出向在籍。

## Ⅶ. サウジアラビア:フランチャイズ法

執筆者: 森下 真生

### 1. フランチャイズ法の制定

サウジアラビアでは、フランチャイズ活動の奨励やサウジアラビアで提供される商品およびサービスの質の向上等を目的としたフランチャイズ法が、2019年10月8日に閣僚会議によって承認され、2020年4月22日から施行されます。これまでサウジアラビアにおけるフランチャイズについては、商業代理店法が適用されるとされてきましたが、フランチャイズ法の施行後はフランチャイズ法が適用されることとなります。

### 2. フランチャイザーの資格

商業代理店法下では、代理店(フランチャイジーを含むと解されています。)はサウジアラビア国民またはサウジアラビア国民100%保有法人である必要があるとされる一方、代理店の経験は要件とはされていません。しかし、フランチャイズ法では、フランチャイザーは、1年以上、フランチャイズ事業の経験がなければならないとされています。

### 3. 情報開示フォームの登録、契約項目の法定および契約言語の指定

商業代理店法下でもフランチャイズ契約の商業投資省への登録は必要ですが、フランチャイズ法では、フランチャイズ契約に加えて、法定の情報開示フォームの商業投資省への登録が求められることになりました。また、フランチャイズ事業の内容、契約期間、契約変更方法、対象地域、報酬、両当事者の義務等、フランチャイズ契約で定めるべき事項が法定されています。フランチャイズ契約は、アラビア語で作成することが求められます。

### 4. 当事者の義務

商業代理店法には、フランチャイズに関する当事者の具体的な義務に関する定めはありませんが、フランチャイズ法では、各当事者の義務が法律上の義務として、詳細に定められています。

当事者が異なる合意をしない限り、フランチャイザーは、従業員のトレーニングやフランチャイズに必要な技術的、市場的その他の経験のフランチャイジーへの提供、必要な商品またはサービスの提供、秘密保持、対象エリアでの競業の禁止等の義務を負います。また、同様に、当事者が異なる合意をしない限り、フランチャイジーは、商品、サービスまたはフランチャイズ事業の実施方法の変更時のフランチャイザーの承諾取得、フランチャイズ事業関連情報(会計帳簿を含む。)のフランチャイザーへの提供、フランチャイズ事業の実施施設に関するフランチャイザーによる調査受入等の義務を負います。

### 5. 契約終了および補償

サウジアラビアの商業代理店法には、他のGCC諸国における商業代理店法の場合と異なり、契約の終了を制限する条項や補償に関する条項はありません<sup>6</sup>。これに対して、フランチャイズ法では、契約の終了を制限する条項や補償に関する条項が定められています。

<sup>6</sup> もっとも、実務においては契約終了にあたって、補償の支払が必要になるのが一般的です。



### (1) 契約更新または延長

契約で異なる定めがある場合を除き、フランチャイズ契約を更新または延長しようとする場合、フランチャイジーは、契約終了日から180日以上前にフランチャイザーに通知しなければならないとされます。また、フランチャイジーが通知を行う場合、①法定の契約終了事由に該当する場合(重大な義務違反、倒産等)、②フランチャイザーの支払義務違反がある場合、③フランチャイザーにサウジアラビアでの事業継続の意向がない場合等を除き、契約は、同様の条件で更新または延長されます。

### (2) 契約の終了

契約で異なる定めがある場合を除き、フランチャイズ契約は、フランチャイジーが自然人の場合、倒産法下の一定手続の開始、死亡、フランチャイズ事業に支障のある健康不良で終了します。法人の場合は、倒産法下の一定手続の開始によって終了します。

フランチャイジーは、フランチャイザーの開示または登録に関する義務違反の場合、書面による通知により、フランチャイズ契約を終了できます。

フランチャイザーは、契約期間満了前には、正当事由がない限り、フランチャイジーの書面による承諾なしに、フランチャイズ契約を終了できません。フランチャイジーのフランチャイズ契約上の重大義務違反、清算、債権者への事業譲渡、フランチャイズ関連資産の第三者への譲渡、90日間の事業停止等の場合は正当事由があるとされます。

### (3) 補償

フランチャイジーは、法令上の開示または登録義務に関するフランチャイザーの重大な違反があった場合、契約を終了することなく、損害について補償を求めることができます。

フランチャイザーは、①開示または登録義務違反により、フランチャイジーから契約終了を求められた場合、②正当事由なく、契約を終了する場合、③法定の非更新または非延長事由なく、契約を更新または延長しない場合には、フランチャイジーのフランチャイズに関する重要資産(第三者から購入したものも含む。)を購入し、かつ、①または②の場合には、損害を補償しなければなりません。

## 6. 結語

フランチャイズ法により、フランチャイズ契約の内容やフランチャイズ事業における当事者の権利義務が定められ、同法施行後にサウジアラビアでフランチャイズ契約を締結する場合には、同法および今後公表される予定の施行規則の内容を十分把握すべきことになりました。フランチャイザーとしては、特に、契約終了に関する制限と、契約終了時の補償義務には留意が必要です。なお、既存のフランチャイズについては、上記内容の多くは適用が除外されますが、一部は適用されるため、既存フランチャイズを有する場合も、改めてフランチャイズ法下の当事者の法的関係を確認するのが望ましいと言えます。

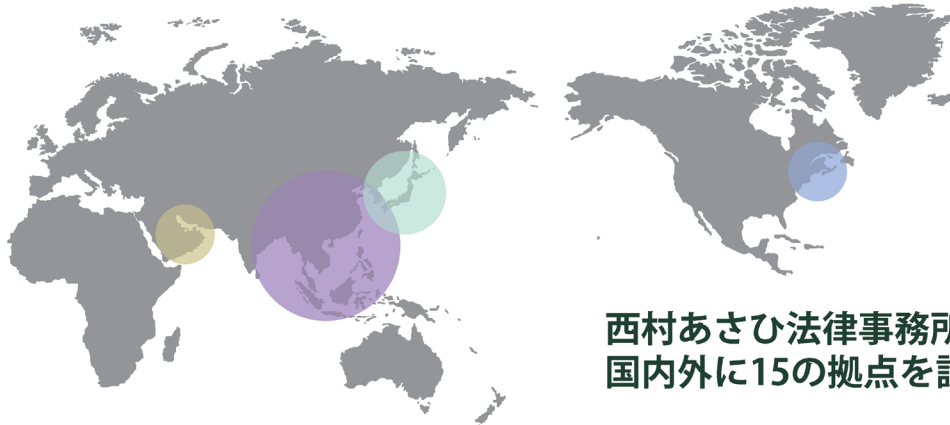
以上



もりした まさお  
森下 真生

西村あさひ法律事務所 弁護士 Head of Japan Desk in Dubai  
[m\\_morishita@jurists.co.jp](mailto:m_morishita@jurists.co.jp)

2004年弁護士登録、2014年ニューヨーク州弁護士登録、2018年 UAE ドバイ首長国弁護士登録。  
2010-2011年総合商社法務部、2012-2013年英国法律事務所(ロンドン)、2013-2016年総合商社電力部門(ドバイ)各  
出向。  
UAE ドバイ駐在7年目、同地を拠点に中東・アフリカ関連業務に専従。



西村あさひ法律事務所では現在、  
国内外に15の拠点を設けています。

### 東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124  
Tel 03-6250-6200  
Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

### 名古屋

Tel 052-533-2590  
社員 伊藤剛志  
藤井宏樹

### 大阪

Tel 06-6366-3013  
社員 白杵弘宗  
井垣太介  
廣田雄一郎  
伴真範

### 福岡

Tel 092-717-7300  
社員 尾崎恒康  
高木謙吾  
舞田靖子

### ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP  
Tel +1-212-830-1600  
E-mail info\_ny@jurists.co.jp  
執行パートナー 山口勝之  
副執行パートナー 清水恵  
パートナー Stephen D. Bohrer

### ドバイ

Tel +971-4-253-3646  
E-mail info\_dubai@jurists.jp  
森下真生

### バンコク

Tel +66-2-168-8228  
E-mail info\_bangkok@jurists.jp  
代表 小原英志  
タイパートナー\* Jirapong Sriwat

### SCL Nishimura

Tel +66-2-676-6667-8  
E-mail siamcitylaw@siamcitylaw.com  
執行パートナー Chavalit Uttasart

### 北京

Tel +86-10-8588-8600  
E-mail info\_beijing@jurists.jp  
首席代表 中島あずさ  
代表 志賀正帥

### 上海

Tel +86-21-6171-3748  
E-mail info\_shanghai@jurists.jp  
首席代表 前田敏博  
代表 野村高志

### ハノイ

Tel +84-24-3946-0870  
E-mail info\_hanoi@jurists.jp  
ベトナム事務所統括 小口光  
代表 廣澤太郎

### ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432  
E-mail info\_hcmc@jurists.jp  
ベトナム事務所統括 小口光  
代表 大矢和秀  
ベトナムパートナー\* Vu Le Bang  
Ha Hoang Loc

### ジャカルタ\*1

#### Walalangi & Partners

Tel +62-21-5080-8600  
E-mail info@wplaws.com  
執行パートナー Luky Walalangi

#### Rosetini & Partners Law Firm

Tel +62-21-2933-3617  
E-mail info\_jakarta@jurists.jp  
カウンセラー 町田憲昭

### シンガポール

Tel +65-6922-7670  
E-mail info\_singapore@jurists.jp  
共同代表 山中政人  
宇野伸太郎  
パートナー 佐藤正孝

### ヤンゴン

Tel +95-1-382632  
E-mail info\_yangon@jurists.jp  
代表 湯川雄介  
副代表 今泉勇

### Okada Law Firm (香港)\*2

Tel +852-2336-8586  
E-mail s\_okada@jurists.co.jp  
代表 岡田早織

\*1 提携事務所 \*2 関連事務所 \*外国法共同事業を営むものではありません。

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出および撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネスおよび法律実務を熟知した、実践的なリーガルサービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。